

令和元年度 監査報告書

令和元年12月24日提出

第1. 監査の概要

1. 監査の種別 定期監査【前期】

2. 監査の対象

平成30年度・令和元年度(9月末まで)の老岐市一般会計及び特別会計

3. 監査の重点

- (1) 市単独の補助金・助成金について
- (2) 税(延滞金含む)・使用料等の収納状況及び未収金について
- (3) 資金前渡(光熱水費・電話料等)の処理状況について
- (4) 歳計外現金の取扱いについて
- (5) 現金及び金券類の取扱いについて
- (6) 工事及び委託契約の締結状況について
- (7) 繰越事業の発注等進捗状況について
- (8) 指定管理者制度導入施設について
(平成31年4月1日以降に新規又は更新の契約を行った施設)
- (9) 施設等の状況について
- (10) その他個別の事項について

4. 監査基準日 令和元年9月30日

5. 従事した監査委員 吉田 泰夫、喜多 丈美、山内 豊

6. 監査の実施日及び被監査部署 【 】内は現地監査

実施日	被監査部署
令和元年 11月12日	教育総務課、社会教育課(芦辺地区公民館含む)、 【田河幼稚園】、【那賀小学校】、【芦辺中学校】
11月13日	健康増進課、保険課、芦辺支所、環境衛生課
11月19日	市民福祉課・老人ホーム、こども家庭課、 【消防署郷ノ浦支署】、【郷ノ浦幼稚園】、【郷ノ浦中学校】
11月20日	税務課、保護課、会計課、【柳田保育所】、 【柳田事務所】、【弁天崎公園】、【盈科小学校】
11月21日	政策企画課、商工振興課、観光課
11月22日	危機管理課、管財課、郷ノ浦支所、財政課、 総務課・選挙管理委員会事務局、SDGs未来課

7. 監査の実施場所 市役所郷ノ浦庁舎第2応接室、市役所芦辺庁舎第3会議室、
現地監査対象の学校等各施設

第2. 監査の方法及び着眼点

本監査は、前述の監査の概要に掲げた重点について、提出された関係資料及び提示された関係諸帳簿等に基づき、担当者より事務の執行及び事業の管理状況について説明を求め、試査により実施した。

1. 平成30年度及び令和元年度（9月末まで）の財務に関する事務の執行状況及び事業の運営管理が、適法・適正かつ効率的に執行されているか。
2. 財務規則等の諸規程は遵守されているか。
3. 前回までの監査等で指摘した事項は、是正・改善されているか。

第3. 監査の結果

1. 意見

平成30年度及び令和元年度（9月末まで）の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理が、適法・適正かつ効率的に執行されているかについては、概ね適正に処理されていると認められるが、一部において以下のとおり是正、改善整理すべき事項が見受けられた。

なお、帳簿の記載方法、補助金団体等からの提出資料のチェック等、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略する。

2. 指摘事項

(1) 共通事項

- ① 市税及び市税以外の滞納債権の回収整理等を専門的に指導する部署を新設し、債権管理の一元化に向け着手され、重複債権のデータ作成等に取り組まれているが、滞納債権の内容等の情報は求められていない状況のようである。

内容の情報（債務者及び保証人の状況、滞納の期間等）を求めて、債権の状況把握と分類（回収不能、回収困難、要注意債権等）を行い、滞納債権の回収整理方策を検討することが必要と思料する。

- ② 予算編成のため、一者から見積書を徴取し予算作成を行い、当該業者を含め入札を行ったものが見受けられるため、より適正な手法がないか検討すること。

(2) 部署別事項

【総務部】

《総務課・選挙管理委員会事務局》

特筆すべき事項なし

《財政課》

特筆すべき事項なし

《管財課》

土地・建物貸付収入2,328,310円及び駐車場使用料9,500円の滞納繰越分について、回収整理に努めること。

《危機管理課》

災害資金貸付金5件、1,399,861円（うち1件は回収不能と見込まれる）の整理に努めること。

《SDGs 未来課》

特筆すべき事項なし

《柳田事務所》

柳田事務所裏の土地で、一部境界が明確でない部分が見受けられたので、確認を行うこと。

【企画振興部】

《政策企画課》

特筆すべき事項なし

《観光課》

特筆すべき事項なし

《商工振興課》

特筆すべき事項なし

【市民部】

《市民福祉課・老人ホーム》

- ① 長崎県災害援護資金貸付金未収金 2 件、390,070 円（平成 20 年度以前分）の回収整理に努めること。
- ② 旧特養ホーム利用者負担金（2 件、727,661 円）の回収整理に努めること。
- ③ 介護給付費返還金（1 件、763,814 円）の回収に努めること。

《税務課》

債権管理班が設置され、市税及び市税以外の滞納債権を含め、全体的な債権について専門的に指導し、債権の健全性を図るとともに、財源の確保と滞納債権の縮減に努めることが必要と思料する。

《保護課》

生活保護費の未収金(返還金、徴収金、返納金)の回収整理に努めること。

《こども家庭課》

保育所利用料未収金の回収及び過誤納金の整理を行うこと。

《柳田保育所》

防護フェンスについて、高さが十分でない部分等が見受けられ、園児の安全面が危ぶまれるので、確認のうえ整備を行うこと。

【保健環境部】

《健康増進課》

特筆すべき事項なし

《保険課》

保険料の滞納繰越分未収金（後期高齢者医療保険料 4,694,435 円、介護保険料 47,647,613 円）の回収整理に努めること。

《環境衛生課》

特筆すべき事項なし

【建設部】

《弁天崎公園》

特筆すべき事項なし

【郷ノ浦支所】

特筆すべき事項なし

【芦辺支所】

特筆すべき事項なし

【会計課】

特筆すべき事項なし

【教育委員会】

《教育総務課》

- ① 幼稚園授業料及び預かり保育料の過誤納金の整理を行うこと。
- ② 旧勝本町奨学資金未収金（2件、174,000円）の回収整理に努めること。

《社会教育課（芦辺地区公民館含む）》

特筆すべき事項なし

《郷ノ浦中学校》

特筆すべき事項なし

《芦辺中学校》

特筆すべき事項なし

《盈科小学校》

特筆すべき事項なし

《那賀小学校》

プールのフェンスが腐食しているので、改修整備が必要である。

《郷ノ浦幼稚園》

特筆すべき事項なし

《田河幼稚園》

特筆すべき事項なし

【消防署郷ノ浦支署】

特筆すべき事項なし